

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成27年11月2日から12月1日までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱に基づき、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、9名・4団体(市)の方から、21件の意見・情報が寄せられました。(なお、県内市町に対しては文書による意見照会を行いました。)

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものととなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
策定趣旨等	0
1. 公共施設等の現状および将来の見通し	1
2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	12
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	7
その他(全体)	1
意見・情報 総数	21

3 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
策定趣旨等			
1. 公共施設等の現状および将来の見通し			
1	9,10	少子高齢化社会の中で、今ある資産をいかに無駄なく利用していくかが持続可能な社会のポイント。高度成長期に構築した資産が耐用年数を超えていくことは大変不安。全ての施設の安全確保のためには資金が追いつかないことは明白。 反面、公共施設として立派すぎるものや不要なものも存在していると考え。企業もリストラを進めている。公共資産についても、リストラが必要。延命技術も進化しており、建設当時の耐用年数を新技術により延命することは可能だと考える。資産を大事に有効利用していく姿勢が必要。	今後、施設の老朽化に伴う財政負担の大幅な増加が見込まれており、サービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくためには財政負担の縮減および平準化に向けた取組を計画的に進めて行くことが重要と考えています。 このため、人口減少等に伴う利用ニーズの変化も見極めながら、「施設総量の適正化」を図るとともに、従来の「事後保全型維持管理」から「予防保全型維持管理」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図ることにより、長寿命化を図ります。
2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針			
2	12	県内各市町も、県と同様、公共施設等のマネジメントに取り組んでいる状況にある。 各市町も基本的に施設管理の受け皿となる余裕はないため、市町への移管を前提にした施設廃止を検討されないよう願う。	「施設総量の適正化」に向けて今年度実施した「施設評価」では、「廃止」、「縮小」、「統合」、「機能移転」「当面存続」の区分で見直しを検討したところであり、市町への移管を前提とした見直しは行っていないが、国や市町の施設との連携や、公共施設の相互利用の観点から、今後とも市町とは密接に連携していきたいと考えています。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
3	13	阪神淡路大震災・東日本大震災などの大災害直後には、各種公共施設が平常時とは全く異なる役割を発揮する。そうした非常時を想定して、公共施設を改善・機能補強する必要がある。その計画に住民が参加することにより、災害対策教育の効果も期待できる。	災害発生時を想定した対策については、施設の耐震化等のハード面の対策に合わせ、県庁舎では、災害時に非常時優先業務を速やかに実施できるよう、業務継続計画を定めるなど「滋賀県地域防災計画」等に基づくソフト面の対策も講じているところです。 また、住民参加の面では、訓練への県民参加を積極的に募ることによる自助・共助の意識醸成を図っています。 【修正前】 「…耐震化の取組の着実な推進を図ります。」 【修正後】 「…『<u>滋賀県地域防災計画</u>』や『<u>滋賀県地震防災プログラム</u>』に基づく耐震化の取組等の着実な推進を図ります。」
4	14	近年、自然災害が大規模になっている中で、耐震化の推進は急を要する課題。教育関連施設の整備も急がれる。バブルの頃に建てられた施設で危険を伴うものについては、早急に修繕や撤去をすべき。	「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、建築物の耐震化をはじめ、避難路の整備や緊急輸送道路の整備、ライフラインの確保対策など地震防災対策として必要な社会基盤整備を進めており、中でも学校関係施設は、「防災上特に重要な施設」として重点的に実施しています。 また、施設のあり方については、利用状況等に加え、施設の老朽化の状況や改修に要する経費等も踏まえ、平成26年度から平成27年度にかけて、全ての建築物を対象に、施設で行う行政サービスの政策的必要性、利用状況に加え、老朽化の状況を踏まえて、施設評価(施設の棚卸し)を行い、施設の存廃等の方針を整理したところです。 存続する施設については、点検・診断の実施や危険箇所等の早期把握・早期対応を図ることで安全性を確保するとともに、老朽化の状況を踏まえながら、計画的に工事を行います。
5	15	子供・人口の減少に歯止めをかけるための対策としての施設・機能維持は必要であるが、よく似た機能の統合、利用頻度の少ない機能は少々不便になっても廃止や統合をすべき。 県内インフラについては、何を残し、どこが費用を負担するのが良いのかを検討すべき。	今後の社会経済情勢の変化や人口減少等に伴う利用ニーズの変化等を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう継続的に取組を進めることとしています。 建築物については、当方針の計画期間終了時点において、県全体の施設総量が増加しないことを基本に、今年度実施した「施設評価」に基づき、着実に施設の廃止や縮小等の見直しを進めるほか、今後とも継続的に個別施設ごとに施設総量の適正化に向けた検討を進めます。 インフラ施設については、ストック効果、整備費用、維持管理経費等のバランスを十分考慮しながら真に必要な投資へ重点化するとともに、社会の要請を踏まえた施設規模の適正化等を図ります。 公営企業施設については、経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行います。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
6	15	人口変動を根拠にした施設総量の適正化を画一的に進めていけば、県内の南高北低問題を解決できないばかりか、さらに助長する結果に繋がることが大いに懸念される。 施設の集約に関しては、全県での話となれば利用者への影響は非常に大きいため、特に県北部地域の住民にのみにその負担が偏重しないよう、一定の地域要件を加味するなどの配慮をお願いする。	公共施設の中には、地域のシンボリック存在であったり、地域経済や地域の活性化に寄与している施設もあり、こうした役割は今後も期待されているものと認識しています。 一方、今後、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化により、中長期的に見ると施設に対する需要が低下することも予想される中、全ての施設を現状の規模のまま維持し続けることは、財政面や効率面から適切ではないと考えます。 このため、今後とも「施設総量の適正化」に向けた見直しは不断に行っていく必要があると考えていますが、その際には、地域の活性化や県民サービスの向上等を考慮した施設の最適配置の実現といった観点から検討を行います。
7	15	将来さらに南部地域の人口増加が見込まれているが、県の公共施設が南に偏っていることは、さらに南に人口が傾く要因にもなり、中部や北部の疲弊につながると考える。中部北部に人口が増えるような公共施設のありようも考えたい。	
8	17	建築物における長寿命化の取組について、事後保全(大規模改修)から予防保全に取り組むことで、コスト削減と長寿命化を図るとされているが、予防保全を施すことによって、事後保全(大規模改修)を実施する必要がなくなるという考え方で良いのか、疑問。	今回、予防保全に取り組む長寿命化対象施設(築35年以内かつ500㎡以上の建築物)においても、既に建築から相当年数が経過していることから、従来の事後保全工事が全く不要になるわけではありません。 しかしながら、従来の事後保全から、施設の不具合や劣化等が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる予防保全に転換していくことで、県全体として施設の長寿命化、財政負担の縮減・平準化が図れるものと考えています。
9	19	日常的な維持管理が長寿命化に有効である。特に公民館・集会施設などについてはユーザーが清掃・修理・維持管理に参加するようなシステムを準備することが必要であると思う。	建築物については、技術的な面もあり、指定管理者や県による維持管理を原則としています。インフラ施設では、道路愛護活動事業やふるさとの川づくり協働事業など、地域住民やボランティア団体との協働の取組も進めています。 今後、施設の特性に応じて、利用者はもとより、地域住民をはじめとした多様な主体が施設の運営や事業に関わる仕組みも検討することとしており、その中で、維持管理における協働のあり方についても検討していきます。
10	19	図書館を公設民営化してはどうか。民間業者ならもっと効率的に運営しサービスも良くなるのではないかと。人件費削減にもなるし、もっとよい書籍も購入貸出できる。また、利用者のマナー向上も良くなるのではないかと。 単にもったいないと削減するより必要不可欠な施設は効率的に運営してはどうか。	公共施設等の維持管理における民間活力の活用については、重要な視点であると認識しており、本県でも、これまでに指定管理者制度の導入により一定の効果を上げているところです。 県立図書館は、現在、県が直接管理・運営していますが、これは、県立図書館の役割として、県民が身近に利用する市町立図書館の支援を行い、県内の図書館ネットワークの中核的機能を担い、長期的見通しに基づく専門的支援を行う必要があること等を考慮したものです。 今後も、県内公共図書館との一層緊密な連携によるサービスの向上に努めながら、県立図書館としての役割を果たしていきたいと考えています。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
11	19・20	年々施設が老朽化していくため、地元の方や利用者と話し合い、利活用について考えていく必要があるのではないかと考える。利用者目線の意見を取り入れて改修していったい。	住民の皆さんが利用する「公の施設」においては、利用者へのアンケート調査などにより、ニーズを把握し、利用者目線に立ったきめ細かなサービスの提供や施設の改修等を行っているところです。 引き続き、施設に関する情報発信をきめ細かく行いながら、利用者はもちろんのこと、地域住民をはじめとした多様な主体が施設の運営や事業に関わる仕組みについても検討していくこととします。 【修正前】 「・・・幅広い主体が施設の運営や事業に関わる・・・」 【修正後】 「・・・利用者はもとより、<u>地域住民をはじめとした多様な主体が施設の運営や事業に関わる・・・</u>」
12	20	町役場や学校等、コンクリートの建物がアスファルトの駐車場に囲まれていて、暑苦しくて殺風景。公共施設が木々に囲まれて、駐車場が木陰になっているような箇所はいかにも少ない。既存の施設に植栽するというのは難しいかもしれないが、冷房温度を28度に設定しなくても、そもそも建物自体が熱くならない発想も必要ではないか。	樹木には、水分の蒸発散により気温を低下させる機能があることから、都市部のヒートアイランド緩和策として緑化は有効な手段です。 このようなことから、豊かな生活環境を創造するため、第四次滋賀県環境総合計画に基づき、身近なみどりづくりやその普及啓発を進めているところです。 また、「道路整備マスタープラン」等に基づき、緑化の取組を進めており、当基本方針においても施設の有効活用の方策として、ヒートアイランド現象の抑制に関する記述を盛り込んでいます。
13	20	今回、公共施設の建て替え等を考えておられるなら、材木を使って立て替えが可能な物は、滋賀県産の材木を使って欲しいと思う。費用は、かかるかもしれませんが、滋賀県の森林問題の解決の一つの手口になればと思う。	県では「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を定め、公共建築物における県産材の利用促進の取組を促進しており、当基本方針においても施設の有効活用の方策として盛り込んでいます。
3 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針			
14	25	(庁舎等) 施設の更新時には、備蓄スペースを確保する等、災害対応を考慮していただきたい。	「滋賀県地震防災プログラム」において、公的備蓄は、市町とともに県もその役割を担うこととしています。 また、「滋賀県危機管理センター」においては、非常用発電機設備、防災井戸を設けるなど災害対応を考慮した施設整備を行いました。
15	32	(河川管理施設) 河川管理施設だけでなく公共用物である河川自体についても記載していただきたい。	河川は堤防や河岸を保護するための護岸、樋門、堰等の構造物で構成されており、堤防については、基本的に土砂で造られているものであるため、構造物として劣化が生じることはありません。 護岸については、経年劣化による損傷に比べ、大雨等短期間に発生する事象に起因する損傷の方が大きいことから、事後保全型による維持管理での対応となります。 よって、樋門、堰等の予防保全型による維持管理の対応が可能な河川管理施設について、当基本方針の対象施設としています。
16	35	(港湾施設) 施設更新や修繕時には、災害時における広域湖上輸送拠点としての機能強化を図っていただきたい。	「滋賀県地震防災プログラム」において、広域輸送拠点に位置づけられている県管理港湾の耐震性能の向上を図るとともに、港湾の機能の強化を推進することとしています。

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
17	39	(砂防関係施設) 未整備危険箇所の新設(整備)についても記載していただきたい。	砂防関係施設は、危険箇所の整備を着実に進めていく必要がある一方で、他の公共施設等と同様に今後老朽化が急速に進むため、早急に維持管理・更新などの対策に取り組んでいかなければならない状況にあります。 新規整備に関しては、全体的な方針として、「施設総量の適正化」において、「…求められる役割を切れ目なく果たせるよう、…社会の要請を踏まえた施設規模の適正化を図」ることとしており、今後とも市町と連携を図りながら進めていきたいと考えています。
18	41	(公園施設) 公園施設のこれまでの取組の記載内容に関して、移管協議不調「により」閉鎖されたとは認識しておらず、本文にもあるとおり、県が策定された計画に基づいてプールが閉鎖されたものと考えている。適切な記載に修正をお願いします。	ご意見の主旨に沿って修正します。 【修正前】 「…移管協議不調により、計画に基づき…」 【修正後】 「… <u>移管協議不調</u> 、計画に基づき…」
19	45	(農業水利施設) 壊れたら直す「事後保全」から、あらかじめ手を加え長寿命化を図る「予防保全」に転換し、…。とある、農業施設の長寿命化を図る上で、優先度を考慮してしまい、「事後保全」で査定を行ってしまうと、公平な査定ができなくなると思われるので、施設管理者としての「予防保全」で施設の長寿命化の優先順位を確実に行ってもらいたい。	施設の長寿命化を図るため、日常管理から対策実施に至るアセットマネジメントサイクルの確実な実施に努め、予防保全による対策を基本としつつ、施設の劣化や損傷状況に応じた対策を効果的に実施することにより、長寿命化を図ることとしています。
20	16・ 48・ 49	(交通安全施設) 特に信号機施設について、真に必要な箇所を精査し設置場所についての選定を行うことが前提ではあるが、今後の道路整備にあわせて交通安全施設の整備を進めることは当然必要であるとする。「現在のストック数の規模の維持」の基本方針は、既存施設の廃止、移設が進まないときに、真に必要な箇所に信号機が設置されないことにつながりかねない。 将来の全県的な道路延長、自動車交通量の増加について検討することなく、交通安全施設の総量についてのみ「ストック数の規模の維持」を基本方針とすることは合理性に欠くため、「総量の適正化」等の表現に改めるべき。	総量を適正化することが本来的な趣旨であるため、ご指摘の主旨に沿って修正します。 【修正前】(16頁) 「…移設を検討し、 <u>ストック数</u> を維持…」 【修正後】 「…移設を検討し、 <u>総量</u> を適正化…」 【修正前】(48頁) 「…面からも「 <u>現在のストック数の規模の維持</u> 」を基本とし、…」 「…面からも <u>総量の適正化</u> を図るため、…」 【修正前】(49頁:基本方針) 「「 <u>現在のストック数の規模の維持</u> 」の考え方を基本とし、…」 【修正後】 「 <u>総量の適正化</u> を図るため、…」 【修正前】(49頁:施設総量の適正化) 「…移設を検討し、 <u>ストック数の維持</u> を図る。」 【修正後】 「… <u>移設を検討する。</u> 」

NO	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に関する考え方
その他(全体)			
21	全体	この基本方針に沿って、確実な実行に向けての実施方針の展開が待たれる。この問題にかかる経費の問題の大きさ、実現への困難性が予想されることから、県民の理解を得るため、きめ細かい説明が一番大事かと思う。	今後、施設類型ごとに個別施設計画を策定(平成32年度までを予定)することとしており、この中で、より具体的取組内容を定め、着実な実施を図っていきます。 また、公共施設等のあり方は、県民の皆さんの生活にも大きな関わりがあることから、丁寧な説明やきめ細かい情報発信に努めていくこととし、その旨を追記します。 【修正前】 「..きめ細かく情報提供を図ります。」 【修正後】 「..きめ細かく情報提供を図るとともに、随時、各地域での出前講座や県民との意見交換の場を活用し、丁寧な説明を行うよう努めます。」